都立学校施設開放登録団体の皆様へ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東京都教育委員会

**都立学校施設開放事業における利用者の負担のお知らせ**

日頃から、東京都教育委員会の都立学校施設開放事業に御理解いただき、ありがとうございます。

施設使用に当たっては、次のとおり光熱水費の一部を負担していただいております。登録団体の皆様に

おかれましては、この趣旨を御理解の上、御利用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**目的は？**

都教育委員会では、学校教育に支障のない限り、都立学校施設開放を実施しています。照明を使用する屋外施設の夜間開放及び屋内施設開放においては、施設照明費相当の御負担を利用団体の皆様にお願いしています。また、健康管理のため夏季（おおむね7月～9月）に空調の使用を希望する場合は、空調の光熱水費相当額の御負担もお願いいたします。

**内容は？**

**【対象施設】**

〔照明〕屋内施設（例：体育館、武道場、視聴覚ホール等）及び照明を使用する屋外施設

（例：グラウンド、テニスコート等）

　〔空調〕空調が設置されており、施設開放時に空調の使用が可能である施設

**【負担金額】**

詳しい金額は、各学校からお知らせします（参考までに別表を御覧ください）。

**【納付方法】**

指定された納付書を使用して、使用日の前日までに金融機関等において納付してください。

**【留意事項】**

納付された光熱水費負担金は、原則として払戻しいたしません。

事前に納付した光熱水費負担金を、他の開放日の光熱水費負担金として充てることもできません。

光熱水費負担金の納付義務が発生しない使用取消は、納付期限の前日までです。

**（参考）光熱水費負担額表　※負担額は原則１使用区分（３時間）を基準とする。**

【都立学校施設開放光熱水費負担額表（照明代）】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 各施設の定格電力  （ｋＷ区分） | 各施設の負担額  （円/３時間※） | 各施設の定格電力  （ｋＷ区分） | 各施設の負担額  （円/３時間※） |
| ２０以上～２５未満 | １,３００ | ４０以上 | ２,５００ |
| １５以上～２０未満 | １,０００ | ３５以上～４０未満 | ２,２００ |
| １０以上～１５未満 | ７００ | ３０以上～３５未満 | １,９００ |
| ５以上～１０未満 | ４００ | ２５以上～３０未満 | １,６００ |
| ５未満 | 0 |  |  |

【都立学校施設開放光熱水費負担額表（空調／電気）】 【都立学校施設開放光熱水費負担額表（空調／ガス）】

|  |  |
| --- | --- |
| 各空調の中間標準  ガス消費量（ｋＷ区分） | 各施設の負担額  （円/３時間※） |
| １０５以上 | ２，３００ |
| ７５以上～１０５未満 | １，７００ |
| ４５以上～７５未満 | １，０００ |
| １５以上～４５未満 | ４００ |
| １５未満 | ０ |

|  |  |
| --- | --- |
| 各空調の中間標準  電力（ｋＷ区分） | 各施設の負担額  （円/３時間※） |
| ３５以上 | ２,２００ |
| ２５以上～３５未満 | １,６００ |
| １５以上～２５未満 | １,０００ |
| ５以上～１５未満 | ４００ |
| ５未満 | ０ |

内容に御不明な点がありましたら、以下担当までお問い合わせください。

東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課学校支援担当　　電話　０３（５３２０）６８９３